

平成20年(ニ)第1号 会社更生事件

決 定

宮崎市老松1丁目5番1号クレスコ301号 江藤法律事務所

申 立 人 更生会社株式会社アリサカ更生管財人

江 藤 利 彦

主 文

頭書事件について、更生計画案の提出期間の末日を平成21年6月30日と変更する。

平成21年3月27日

宮崎地方裁判所民事部

裁判長裁判官 足 立 正 佳

裁判官 宮 武 芳

裁判官 小 松 秀 大

これは正本である。

前 同 日

宮崎地方裁判所

裁判所書記官 池 田

